

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	令和8年9月30日
【中間会計期間】	第56期中(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
【会社名】	株式会社 秋田椿台ゴルフクラブ
【英訳名】	Corporation Akita Tsubakidai Golf Club
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊 藤 毅
【本店の所在の場所】	秋田市雄和椿川字奥椿岱235番地
【電話番号】	018－886－8888(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 石 塚 通
【最寄りの連絡場所】	秋田市雄和椿川字奥椿岱235番地
【電話番号】	018－886－8888(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 石 塚 通
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期中	第55期中	第56期中	第54期	第55期
会計期間	自 令和6年 1月1日 至 令和6年 6月30日	自 令和7年 1月1日 至 令和7年 6月30日	自 令和8年 1月1日 至 令和8年 6月30日	自 令和6年 1月1日 至 令和6年 12月31日	自 令和7年 1月1日 至 令和7年 12月31日
売上高 (千円)	155,490	141,551	149,135	367,702	362,060
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△5,194	△17,805	△12,356	7,414	4,675
当期純利益又は中間純損失(△) (千円)	△5,360	△17,971	△12,522	4,867	3,813
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	474,250	474,250	474,250	474,250	474,250
発行済株式総数 (株)	9,485	9,485	9,485	9,485	9,485
純資産額 (千円)	377,561	369,817	379,079	387,788	391,602
総資産額 (千円)	2,402,808	2,391,724	2,404,712	2,361,742	2,350,636
1株当たり純資産額 (円)	39,806.12	38,989.67	39,966.18	40,884.44	41,286.46
1株当たり当期純利益又は中間純損失(△) (円)	△565.13	△1,894.76	△1,320.27	513.18	402.02
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.7	15.5	15.7	16.4	16.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	32,914	△3,435	14,806	58,576	20,286
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△22,362	△1,738	△10,527	△22,362
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,372	△9,397	△10,935	△16,664	△16,808
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	222,004	193,651	212,094	228,846	209,962
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (11)	14 (12)	14 (12)	16 (15)	15 (16)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益につきましては、第56期中、第55期中、第54期中は1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第55期、第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和8年6月30日現在

従業員数(人)	14 (12)
---------	-----------

事業部門の名称	従業員数（名）
営業部	5
マスター室	2
レストラン部	1
管理部	6
合計	14

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。

2 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、営業成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当中間会計期間は、雪解けが前期より早く3月20日にオープンいたしました。

3月と4月の入場者数は合わせて3,538名と前期より679名増加し、順調なスタートを切ることができました。

しかし、5月、6月の最盛期には悪天候や多少値上げをしたことにより、ビジターのお客様が減ったことなどの影響を受け入場者数を伸ばすには至らず、苦戦を強いられました。この結果、営業日数は、前年同期と比べ8日増加し、入場者数で前年同期比253名増加の11,492名となりました。

業績につきましては、入場者数の増加もあり、ゴルフ場収入では前年同期比6,772千円(7.3%)増収の99,988千円となり、練習場運営収入も前年同期比155千円(7.3%)増収の2,261千円、営業雑収入も前年同期比1,453千円(7.4%)増収の21,036千円でしたが、売店売上収入は前年同期比284千円(19.6%)減収の1,159千円となり、レストラン収入も前年同期比512千円(2.0%)減収の24,689千円となりました。この結果、営業収益全体では前年同期比7,584千円(5.4%)増収の149,135千円になりました。

営業費用につきましては、イラン戦争の影響により、円安、物価上昇が加速し、その他にも最低賃金の上昇などや、燃料代、資材費の値上りなどが要因で、営業費用全体では前年同期比897千円(0.6%)支出が増え163,527千円となりました。

これにより、当中間会計期間の営業損失は14,392千円（前年同期は営業損失21,079千円）となりました。経常損失は12,356千円（前年同期は経常損失17,805千円）になり、中間純損失は12,522千円（前年同期は中間純損失17,971千円）を計上することになりました。

(生産、受注及び販売の状況)

当社は、ゴルフ場経営を主たる事業としているため、生産及び受注の状況は記載しておりません。

当中間会計期間の営業実績を示すと次のとおりであります。

① 営業日数・入場者数

項目		前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)	前年同期比(%)
営業日数(日)		94	102	8.5
入場者数(人)	会員	5,408	5,737	6.0
	非会員	5,831	5,755	△1.3
	合計	11,239	11,492	2.2

② 収入実績

項目	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日) (千円)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日) (千円)	前年同期比(%)
ゴルフ場収入	93,216	99,988	7.3
(利用料)	(92,712)	(99,397)	(7.2)
(その他の収入)	(504)	(590)	(17.1)
練習場運営収入	2,106	2,261	7.3
売店売上収入	1,443	1,159	△19.6
営業雑収入	19,583	21,036	7.4
レストラン収入	25,201	24,689	△2.0
合計	141,551	149,135	5.4

(2) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は2,404,712千円と前事業年度より54,076千円増加しております。

負債は2,025,633千円で前事業年度より66,599千円増加しております。また、純資産は379,079千円と前事業年度より12,522千円減少しております。

当社は、ゴルフ場の土地、コース等の有形固定資産への投資が2,071,453千円と多額であり、その資金の源泉として長期預り金が1,883,400千円となっております。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローは14,806千円の資金の増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローの資金は1,738千円の減少となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは10,935千円の資金の減少となりました。その結果、資金の増加額は2,132千円(前年同期は35,195千円減少)となり、当中間会計期間末の資金は212,094千円となりました。

当中間会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は14,806千円となり、前年同期比18,241千円資金が増加になりました。

当中間会計期間は、入場者数の増加に伴う売上高の増収などの影響で税引前中間純損失が12,356千円であったことが大きく、その他、仕入債務の増減額に伴う増加と、未払消費税等の増減額の増加などが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は1,738千円となり、これは、有形固定資産の取得による支出(1,738千円)であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は10,935千円となり、前年同期比1,538千円資金が減少となりました。これは、リース債務の返済による支出4,603千円が前年同期比1,738千円の増加になったことにより、資金の減少の要因であります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

4 【重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間においては、男子ロッカールームのエアコン1台748千円、ロビーのエアコン1台990千円。リース資産で乗用カート10台21,000千円を更新しております。これらの設備投資額は22,738千円となっております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に重要な設備の新設、除却等の計画はないため、前事業年度末の計画に対する重要な変更、あるいは、計画の完了について該当事項はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等についての計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000
計	14,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和8年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和8年9月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,485	9,485	該当なし	(注)1・2
計	9,485	9,485	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は
単元株制度を採用していません。

2 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和8年1月1日～ 令和8年6月30日	—	9,485	—	474,250	—	—

(5) 【大株主の状況】

令和8年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社秋田魁新報社	秋田市山王臨海町1番1号	84	0.8
秋田テレビ株式会社	秋田市八橋本町三丁目2番14号	56	0.5
株式会社秋田銀行	秋田市山王三丁目2番1号	49	0.5
株式会社北都銀行	秋田市中通三丁目1番41号	49	0.5
秋田観光開発株式会社	秋田市山王臨海町1番1号	42	0.4
株式会社秋田放送	秋田市中通七丁目1番1-2号	42	0.4
株式会社東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	42	0.4
伊藤工業株式会社	秋田市雄和平沢字舟津田87番1号	42	0.4
TDK株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	28	0.2
太平熔材株式会社	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山6番25号	28	0.2
株式会社竹村製作所	長野県長野市大字小島127番	28	0.2
計	—	490	5.1

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和8年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,485	9,485	権利内容に何ら制限のない当社にお ける標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,485	—	—
総株主の議決権	—	9,485	—

② 【自己株式等】

令和8年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 堀井照重氏による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	229,962	232,094
未収入金	26,597	54,605
棚卸資産	2,005	3,565
その他	5,664	※2 20,591
流動資産合計	264,230	310,856
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	109,942	106,025
構築物（純額）	92,458	86,945
土地	709,137	709,137
コース勘定	1,135,877	1,135,877
その他（純額）	15,657	33,466
有形固定資産合計	※1 2,063,073	※1 2,071,453
無形固定資産	8,773	7,843
投資その他の資産	14,559	14,559
固定資産合計	2,086,405	2,093,856
資産合計	2,350,636	2,404,712
負債の部		
流動負債		
買掛金	13	3,696
1年内返済予定の長期借入金	6,264	6,264
リース債務	5,357	9,977
未払法人税等	1,881	1,948
未払費用	5,409	32,114
前受収益	—	14,341
その他	10,274	※2 23,098
流動負債合計	29,199	91,440
固定負債		
長期借入金	23,390	20,258
リース債務	11,871	25,747
長期預り金	1,886,600	1,883,400
退職給付引当金	7,973	4,787
固定負債合計	1,929,834	1,934,193
負債合計	1,959,034	2,025,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	474,250	474,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△82,647	△95,170
利益剰余金合計	△82,647	△95,170
株主資本合計	391,602	379,079
純資産合計	391,602	379,079
負債純資産合計	2,350,636	2,404,712

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
営業収益	141,551	149,135
営業費用	162,630	163,527
営業損失(△)	△21,079	△14,392
営業外収益	※1 3,465	※1 2,188
営業外費用	※2 191	※2 152
経常損失(△)	△17,805	△12,356
特別損失	※3 0	—
税引前中間純損失(△)	△17,805	△12,356
法人税、住民税及び事業税	166	166
法人税等合計	166	166
中間純損失(△)	△17,971	△12,522

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	474,250	△86,461	△86,461	387,788	387,788
当中間期変動額					
中間純損失（△）		△17,971	△17,971	△17,971	△17,971
当中間期変動額合計		△17,971	△17,971	△17,971	△17,971
当中間期末残高	474,250	△104,432	△104,432	369,817	369,817

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	474,250	△82,647	△82,647	391,602	391,602
当中間期変動額					
中間純損失（△）		△12,522	△12,522	△12,522	△12,522
当中間期変動額合計		△12,522	△12,522	△12,522	△12,522
当中間期末残高	474,250	△95,170	△95,170	379,079	379,079

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△17,805	△12,356
減価償却費	17,837	15,287
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,814	△3,185
受取利息及び受取配当金	△44	△141
支払利息	191	152
固定資産除却損	0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△29,052	△28,007
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,377	△1,559
仕入債務の増減額 (△は減少)	21,318	30,388
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,193	3,248
その他の資産の増減額 (△は増加)	△6,383	△5,651
その他の負債の増減額 (△は減少)	18,116	14,562
その他	1,443	2,100
小計	△1,764	14,836
利息及び配当金の受取額	44	141
利息の支払額	△191	△152
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,524	△19
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,435	14,806
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△20,000	—
有形固定資産の取得による支出	△2,362	△1,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,362	△1,738
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,132	△3,132
長期預り金の返済による支出	△3,400	△3,200
リース債務の返済による支出	△2,865	△4,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,397	△10,935
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△35,195	2,132
現金及び現金同等物の期首残高	228,846	209,962
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 193,651	※ 212,094

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準については、商品・貯蔵品ともに原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、評価方法については、最終仕入原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

なお、主な耐用年数は、下記のとおりであります。

建物及び構築物 10～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) ゴルフ場収入

顧客にゴルフ場及びその関連施設の利用を提供した時点で収益を認識しております。

(2) 練習場運営収入

顧客にボールの販売をした時点で収益を認識しております

(3) 売店売上収入

顧客に物品の販売を行った時点で収益を認識しております。

(4) 営業雑収入

年会費収入は、会員に役務を提供する期間に応じて収益を認識しております。

名義変更料は、会員資格の提供を行っており、会員資格が承認された時点で収益を認識しております。

その他は、サービスの提供を行った時点で収益を認識しております。

(5) レストラン収入

顧客に飲食の提供を行った時点で収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,527,811千円	1,524,577千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ流動資産の「その他」、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
受取利息	44千円	141千円
受取手数料収入	196千円	163千円
受取出向者負担金収入	60千円	一千円
受取保険金	1,708千円	524千円
助成金・給付金	198千円	160千円
広告収入	1,130千円	1,140千円

※ 2 営業外費用のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
支払利息	191千円	152千円

※ 3 特別損失のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
有形固定資産除却損	0千円	一千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
有形固定資産	17,373千円	14,358千円
無形固定資産	464千円	929千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I.前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,485	—	—	9,485

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

II.当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,485	—	—	9,485

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
現金及び預金勘定	213,651千円	232,094千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△20,000千円	△20,000千円
現金及び現金同等物	193,651千円	212,094千円

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具

(スプレーヤー1台)

(プロコア1台)

(乗用グリーンモア1台)

(乗用ゴルフカート10台)

無形固定資産

(カートナビゲーションシステム一式)

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

令和7年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	29,654	28,947	706
(2) リース債務	17,228	16,148	1,080
負債計	46,882	45,095	1,786

(注) 1.長期借入金は、流動負債の1年内返済予定の長期借入金の金額と固定負債の長期借入金の金額を合計した金額であります。また、リース債務についても流動負債のリース債務の金額と固定負債のリース債務を合計した金額であります。

(注) 2.「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3.「未収入金」「買掛金」「未払費用」等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

令和8年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	26,522	25,948	573
(2) リース債務	35,725	33,270	2,454
負債計	62,247	59,219	3,027

(注) 1.長期借入金は、流動負債の1年内返済予定の長期借入金の金額と固定負債の長期借入金の金額を合計した金額であります。また、リース債務についても流動負債のリース債務の金額と固定負債のリース債務を合計した金額であります。

(注) 2.「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3.「未収入金」「買掛金」「未払費用」等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和7年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和8年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和7年12月31日）

区分	時 価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長期借入金	—	28,947	—	28,947
リース債務	—	16,148	—	16,148
負 債 計	—	45,095	—	45,095

当中間会計期間（令和 8 年 6 月 30 日）

区分	時 価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長期借入金	—	25,948	—	25,948
リース債務	—	33,270	—	33,270
負 債 計	—	59,219	—	59,219

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度末(令和 7 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(令和 8 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社のゴルフ場の土地の一部は、賃貸借契約によって原状復帰義務が付帯されておりますが、当該契約は自動継続であり、かつ、ゴルフ場以外の利用が見込み難いことから、契約解除となる蓋然性が極めて低いため、資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）

（単位：千円）

	ゴルフ場収入	練習場運営収入	売店売上収入	営業雑収入	レストラン収入	合 計
一時点で移転されるサービス	93,216	2,106	1,443	5,105	25,201	127,073
一定の期間にわたり移転させるサービス	—	—	—	14,477	—	14,477
顧客との契約から生じる収益	93,216	2,106	1,443	19,583	25,201	141,551
その他	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	93,216	2,106	1,443	19,583	25,201	141,551

当中間会計期間（自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日）

（単位：千円）

	ゴルフ場収入	練習場運営収入	売店売上収入	営業雑収入	レストラン収入	合 計
一時点で移転されるサービス	99,988	2,261	1,159	6,695	24,689	134,794
一定の期間にわたり移転させるサービス	—	—	—	14,341	—	14,341
顧客との契約から生じる収益	99,988	2,261	1,159	21,036	24,689	149,135
その他	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	99,988	2,261	1,159	21,036	24,689	149,135

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

中間財務諸表「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間期間末において存在する顧客と契約から当中間会計期間末後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
前受収益（期首残高）	—	—
前受収益（中間期末（期末）残高）	—	14,341

年会費収入は、1年間にわたりサービスが顧客（会員）に移転することから当該期間にわたり均等に収益を認識しております。前受収益は、顧客（会員）から一括徴収した年会費（1年分）から生じたものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩します。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行業務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行業務に配分した取引価格を記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、すべて本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、すべて本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和7年12月31日)	当中間会計期間 (令和8年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	41,286円46銭	39,966円18銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	391,602	379,079
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	391,602	379,079
普通株式の発行済株式数(株)	9,485	9,485
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	9,485	9,485

項目	前中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和8年1月1日 至 令和8年6月30日)
(2) 1株当たり中間純損失(△)	△1,894円76銭	△1,320円27銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△17,971	△12,522
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△17,971	△12,522
普通株式の期中平均株式数(株)	9,485	9,485

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第55期（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日） 令和8年3月31日東北財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和8年9月24日

株式会社 秋田椿台ゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士 堀井照重事務所

秋田県秋田市

公認会計士 堀 井 照 重

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田椿台ゴルフクラブの令和8年1月1日から令和8年12月31日までの第56期事業年度の中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田椿台ゴルフクラブの令和8年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和8年1月1日から令和8年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見証明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連す

る注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。